

令和2年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	令和2年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会
日時	令和3年1月28日(木) 午前10時～午前12時00分
場所	宇治市役所 5階 501会議室
出席者	(委員) 松岡会長 池田委員 大杉委員 大槻委員 能瀬委員 (事務局) 大下副部長 浦井副課長 鶴谷係長 森岡主任 古池主任 (実施機関) 福祉こども部 保健推進課 倉辻課長 教育委員会 教育総務課 栗田課長 教育支援センター 学校教育課 石田副課長 (傍聴者) 1名
<p>令和2年度第1回個人情報保護審議会の開会に先立ち、会長の選出及び職務代理者の指名を行った。</p> <p>(1) 会長の選出 委員の互選により、松岡委員が会長となった。会長から就任に当たっての挨拶が行われた。</p> <p>(2) 職務代理者の指名 会長は、尾形委員を会長職務代理に指名したが、欠席であったため、事務局より尾形委員に意向を確認することとなった。</p> <p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について ア 個人情報の紛失事案について(報告事項1) イ 個人情報の紛失事案について(報告事項2) ウ 不法投棄等監視カメラ設置における個人情報の取扱いについて(審議事項)</p> <p>(2) 資料説明 事務局から、個人情報紛失事案について及び不法投棄等監視カメラ設置における個人情報の取扱いについての資料の説明を行った。</p> <p>3 報告事項 個人情報の紛失事案について(その1)</p> <p>(1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。 (2) 質疑応答 (会長) ただいまの実施機関からの説明について、質問はあるか。</p>	

令和2年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会会議録

- (委員) 紛失した乳幼児健康カードの大きさはどのくらいか。
- (実施機関) A4サイズである。
- (委員) 量はどのくらいあるか。
- (実施機関) 紛失時点で9,404枚である。
- (委員) どのような時に当該カードを持ち出すことがあるのか。
- (実施機関) 乳幼児健診時か保育所との話し合いをする時に持ち出すことがある。
- (委員) この1年は、新型コロナウイルスの影響からほとんど持ち出す機会がなかったと思うがいかがか。
- (実施機関) 4月17日に当該カードの記入以降、使うことはなかった。
- (委員) どのくらいの頻度で当該カードは使用されるのか。
- (実施機関) フォローの必要のない子については、主に、3か月児、10か月児、1歳8か月児、3歳児健診の時に使用する。フォローの必要のない子については、それ以外にも様々に使用する場面はあるが、当該幼児については、健診中止の間に使用することはなかった。
- (委員) 再発防止策①、②とあるが、今回そこが十分ではなかったという反省に基づいているということか。
- (実施機関) そうである。
- (委員) 乳幼児健康カードというカードごとでの管理で、まとめたファイルになっているわけではなく、各個人ごとのカードの状態で、そのロッカーに保管されているものを持ち出しているのか。
- (実施機関) 1人に対し1枚のカードを発行している。
- (委員) 一昨年の乳幼児健診時以降、当該幼児に対し、カードを使用していないということか。
- (実施機関) そうである。
- (委員) 一昨年の乳幼児健診の時に確実に戻したのかどうか。
- (実施機関) 紛失した時期が正確には分からないが、担当の職員が管理していたはずという思い込みもあった。
- (委員) カードの並びは五十音順か、それとも生年月日順なのか。
- (実施機関) 現在は生年月日順で管理している。
- (委員) カードを取り出す際は、一括で取り出すのか、一枚ずつ取り出すのか。
- (実施機関) 健診の場合は一括で取り出し、それ以外は、個別で取り出す。
- (委員) 紛失した可能性としては、健診時に取り出して戻したという思い込みや個別で取り出した際に誤って取り出して紛失してしまったということが考えられるのか。
- (実施機関) そういったことも考えられるが、詳細が分からない。取り出しても外部へ持ち出して使用するようなことはないため、外部での紛失は想定できないと考え

ている。

(委員) 当該幼児の保護者へ経過説明と謝罪をしたとのことであるが、反応はどうだったか。

(実施機関) 経過と再発防止の説明をしたところ、一定理解をいただいたと思っている。

(委員) 紛失したものを復元できるのか。業務に支障はないか。

(実施機関) データでも管理しているので、復元は可能である。

(委員) 持ち出す場合は、持ち出した者が分かるように押印するなど紙面等で管理しているのか。

(実施機関) 持ち出す際は、どの職員が抜き出したかが分かるようにカードを差し込んでいる。これに加えて、再発防止として、誰の分を持ち出したかが分かるよう管理徹底していく。

(委員) システムを変えないことには同じようなことが起こりえる。同じことが起きて注意だけ改めてするというのであれば、次また同じようなことになってしまうので、システムを変えていかないといけないと思う。

(会長) 他に何か意見はあるか。なければ次の報告事項に移る。

#### 4 報告事項 個人情報の紛失事案について(その2)

(1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会長) ただいまの実施機関からの説明について、質問はあるか。

(委員) 採点されたテストの答案用紙が封筒に入っていたということだが、その封筒に封はしていなかったか。

(実施機関) 封筒は大きいもので、折りたたむだけである。

(委員) 答案用紙を封筒に入れて、テープで貼ったりホッチキスをするのは全くしていない。採点後の入力時に判明したということであるが、採点時に答案用紙はあったのか。

(実施機関) 採点時、クラスの人数と採点の枚数等の確認はできていなかった。採点時に答案用紙があったかどうかは分からない。採点後の入力時にないことが判明した。

(委員) テストの監督をした教員、採点した教員、入力した教員は別々か。

(実施機関) そうである。

(委員) 採点した教員は、そのクラスの理科の担当の教員か。

(実施機関) そうではない。担当学年の違う教員が採点を行った。

(委員) 紛失して問題になるような大事な物であれば、保管室のような所に確実に置いておくなど保管方法を考える必要があると思う。

(実施機関) 校内に鍵のかかる教室を作っており、マニュアルでは、答案用紙を鍵のかか

る教室で保管することになっているが、採点者の机の上に置いたままにし、鍵のかからない場所で放置されていた。

(委員) 一体どの時点で紛失したのか、そして、誰に責任の所在があるかが不明確であることが一番問題である。今回の事案によって、これだけの人間が動いて無駄な時間を使っていることを考えると、例えば、答案用紙を封筒の中に入れて、サインをして、その上からセロテープを貼るだけでも、どの時点で紛失したのかが分かる。

(実施機関) 封筒にも受験者数や人数を書く欄があり、本来書くべきであったが、それを怠った。今回の事案では、全く記入されておらず、次に確認する教員も出来ていなかった。本当にミスが重なり、2枚紛失した。我々も学校に出向き、搜索をしたが、なぜ紛失したのかというところが、最終的にも結論が出ない。

(委員) 教員も人手が足りなかったり忙しかったり事情があるとは思う。枚数を勘定しても間違えることはあり得る。もっと単純にして、サインと封をするだけでも違うと思う。

(委員) 封筒に枚数を書いていなかったのは、この理科のテストだけか。

(実施機関) 枚数の記入はしていないが、確認はしている。

(委員) 数を書いていなかったのはマニュアルを守っていないと思うが、封をすることはマニュアルになっているのか。

(実施機関) 封をすることまではマニュアルになっていない。

(委員) この校内実力テストの受験者数は何人か。どれぐらいの科目が対象のテストか。

(実施機関) 3年生全員で276人が受験した。科目は、5教科で、国・数・社・英・理である。

(委員) 試験監督のクラスはどれぐらいか。

(実施機関) 8クラスである。

(委員) 校内実力テストの回数は年に何回実施されているのか。

(実施機関) 3回である。

(委員) テストの時期が11月ということは、内申書や高校受験に関わってくるのではないかと思うが、この点、受験した生徒は、再度試験を受けるという必要性が生じたのか。

(実施機関) 今回のテストについては、進路を決めるにあたって実力を見るような趣旨のテストであり、成績に影響があるようなものではない。テスト自体は、後日、再テストを実施した。

(委員) 他の教科と比べて、なぜ理科に関してだけ連続して教員の確認ミスが生じたのか。複数の教員の確認ミスが他の科目になく、理科だけなのか。校内実力テストというのは特段影響のある試験ではないという認識で、ロッカーで鍵をか

けて保管せず、気楽に机の上に置いてしまうという傾向があったのか。理科に関してだけ認識不足の教員が複数いたのか、他の教科でも起こり得ることなのか。

(実施機関) 今回テストを監督した教員というのは、理科の担当の者ではなく、学校の中で、テストの監督をどの教員にしようかという中で充てられたものであり、採点をした教員は理科の教員、また、入力した教員は理科の教員ではなく、分担しながらしている。今回の理科の科目だけで起こってしまったというところについては、どこに原因があるのかも含めて考えている。他の教科ではそういったミスがなかったので、監督をする者がどういったことをしないといけないのかというところを十分精査していく必要があると考えている。

(委員) 前にも試験の成績表の紛失事案があった。成績はかなり生徒に影響が強いものである。今回、内申書や定時の成績に直接影響が少ない試験の実力テストだったということは、不幸中の幸いであるが、通常のテストや学年末テストだったらどうするのか。「注意しましょう」だけではまずい。この再発防止策は大変ゆるい。何をやるのか、どういうことをやるのかということを考えないといけないと思う。参考になるかどうか分からないが、私は大学に勤務しており、試験は厳密に行っている。答案用紙を回収する時の枚数確認を2人以上で行っている。受け取った後は、金庫で保管している。さらに、採点時に、PDFでコピーをし、PDFに書き込む。誰が持って行っているかというのを管理する。管理というのは1人が確認するのではなくて、2人以上で確認するため、手間に見えるが、それだけすれば大丈夫という安心感はある。1人で行うと忙しいとか、様々な事情があつて、確認作業をスキップしてしまうことはあり得ないわけではない。システムとして、どうするのかということをもう少し具体的に考えていただきたい。「今より注意するようにしましょう」、「指示しました」、「点検するようにしましょう」と言うだけではだめだと思うので、そこをしっかりとお願いしたい。

(実施機関) ご指摘の通り、指示するだけでなく、各校でテスト実施の流れというところのマニュアルも含めて策定しており、引き続き校長会等の中でもマニュアルを見ながら全校で統一していきながら、1か月点検も含めて考え、対応していきたい。

(会長) 他に何か意見はあるか。意見がなければ、本件についての報告は終了とさせていただきます。次の審議事項に移る。

#### 5 審議事項 不法投棄等監視カメラ設置における個人情報の取扱いについて

- (1) 実施機関から、資料に沿って、諮問内容等について説明が行われた。
- (2) 事務局から、資料に沿って、本件における個人情報の取扱いと個人情報保護条例との関係等について説明を行った。

(3) 質疑応答

(会 長) ただいまの実施機関及び事務局からの説明について、質問はあるか。

(委 員) 「不法投棄等」とあるが、「等」と付けているのはなぜか。不法投棄の現状を見ると、確かに市街地の件数は増えており、廃家電は増えたり減ったりしており、その他が増えているが、その他が増えているのはなぜか。その他の中に、故意ではない間違いなどルールに反しないレベルのものが増えたのか。認知件数の数え方の基準が変わったのか。

(実施機関) 「等」の部分については、燃えないごみをきちんとルールに従って排出しているが、そのごみを抜き取り、その後、適切に処分されるわけでもなく、必要な金属だけを抜いて、その場に放置をしていく。又は別の場所に不法投棄をしていくという事例がかなり増えている。そういった部分についても抑止効果があるのではないかと思ひ、不法投棄のみならず、抜き取りの抑止も含めて、不法投棄「等」としている。また、その他について、故意ではない間違いに関しては、カウントに入れていない。ごみ収集の収集現場において、分別ができていないごみについては、まず、啓発を促すシールを貼って収集せず置いている。故意に分別する意識がなく、事業系のごみや全てのごみを1つの袋に入れて、ごみ置き場に出し続けているというごみ置き場も多数ある。コロナ禍において、啓発と調査に力を入れた部分もあり、増えている。

(委 員) 不法投棄等というのは、犯罪にあたるのか。防犯カメラについては、既に設置実績があり、規定がある。些細なルール違反についてまで監視をしようということでないのであれば、一般の防犯にかなり近いと思うので、新しい例外類型を作らなくてもよいのではないか。運用予定台数は3台とあるが、宇治市内でごみの収集において問題になる箇所は、何箇所なのか。3台は試験的に行うということなのか。

(実施機関) 台数については、試験的に持ち合わせている台数である。ごみ収集の場所は、約6,000箇所ある。設置直前直後も含めて、必ず週に1回は行く予定としている。各定点を週に4回程度周っており、その中で問題のある定点が数パーセントある。職員が何回も指導に行くものの改善されないところもある。例えば、新聞等でも話題になった西大久保団地で、そこの何棟かに置いてチェックしようとするところもある。ごみについては市の業務の中でも特別度が高く、全ての市民に関わることである。

(委 員) カメラを設置する場所は、ごみ収集場所なのか、山間部の電化製品を捨てていくような場所なのか、どちらか。

(実施機関) どちらかと言うと、ごみ収集の定点である。

(委 員) 今回の設置は、山間部ではなく、市街地のごみ収集の定点に置くのか。

(実施機関) そうである。山間部については、住民に委託し、パトロールもよく行われる。

人の目によってパトロールする方が効果は高い。捨てやすい状況にある市街地の中の場所もいくつかあり、まずはその部分に対して不法投棄監視カメラの設置で抑止をしたいと考えている。常設の防犯カメラとは違い、効果が一定上がれば、別の場所に設置するという観点からも、防犯カメラとは異なる。

(委員) 市街地の中でも、ごみの収集場所ではないところに不法投棄をしているということがあると思うが、なぜ定点なのか。

(実施機関) 市街地全般をイメージしており、今回、ごみ置き場について、力を入れた啓発をしているが、ごみ置き場以外での市街地についても設置できればと考えている。まずは、家の近くでごみが残ってしまうことに対する抑止というのを市民が望んでいるので、そこから始めたい。

(委員) 今回は定点なのか。

(実施機関) ほとんどが定点と考えている。市街地で定点以外への不法投棄は、常習型ではないことが多く、山間地では常習的に定点以外の同じ場所に捨てられることが多い。市街地においては、定点付近に常習的に不法投棄されることが多い。

(委員) 具体的に市街地のこういった場所に設置するのか。

(実施機関) 常習的に不法投棄される場所、夜間でも車が止めやすく、人目に付きにくい場所に設置しようと考えている。日頃のごみ収集作業員や市民からの連絡で把握している場所がいくつかある。

(委員) そこは元々ごみ捨て場か。

(実施機関) そうである。

(委員) 住宅地のプライベートがわかるような場所になるのか、それとも、飲食店などがあるような場所になるのか。

(実施機関) 住宅地が多い。

(委員) 例外類型18の防災防犯カメラでは、誰もが往来する場所に設置するとしており、プライベートで誰が行き来しているとか、そういうのが触れられては困るというような場所ではなかったと思う。住宅地の中に設置するというのは、各家庭やマンションが防犯カメラを設置するというイメージはあるが、今後も継続して市が設置するのか。

(実施機関) 不法投棄等の根絶を目標としているため、可能な限り対応の必要なところについては、設置をしていきたいと考えている。撮影する範囲を限定すれば、ごみ置き場に関係のない人が映らない状況を作ることができる。

(委員) 他の自治体での効果はどうか。

(実施機関) 福井県敦賀市においては、設置以降、不法投棄は確認されていない。千葉県千葉市においても、設置後、周辺住民からの苦情も減少し、ごみの分別の程度も上がったと聞いている。新潟県十日町市は、設置以降、不法投棄をされることは皆無ではないが、ほとんどなくなったと聞いている。最後に、京都市につ

いては、山間地の部分しか確認していないが、進入路に設置することにより、山間地への不法投棄が激減したとのことである。

(委員) 今回3台設置することで、設置場所から不法投棄がなくなっても、結局、他の場所に捨てられたら意味がない。他の自治体では、複数の設置場所が、他の場所に捨てられることもなく、全体的に数が減っているということか。

(実施機関) 台数の少ない自治体の場合、捨てられる場所が変わったということはある。

(委員) それは当然あり得る。

(実施機関) 箕面市にも電話での聞き取りをしたところ、日本一防犯カメラの設置が多い自治体であり、防犯カメラに不法投棄防止も目的に含めて運用しており、かなり効果があると聞いている。一定の台数は必要である。

(委員) 将来的には増やしていこうという意識は持っているのか。

(実施機関) 増やしていきたいと思っている。

(委員) 映像は誰が確認するのか。

(実施機関) 当課の職員のみである。

(委員) 防犯カメラの設置要項には、守秘義務の規定があるが、不法投棄監視カメラの設置要項には守秘義務の規定はないのはなぜか。

(実施機関) 守秘義務の規定を設けるよう修正する。

(委員) 他にも要項で疑問に思っているのが、第3条第1項で、「不法投棄等監視カメラは、適当と認める定点を必要最小限の範囲で撮影できる建築物又は工作物等に設置する。」という規定があり、必要最小限という趣旨であることは分かるが、これはあくまで設置する条項であるため、撮影範囲は別の条項として作るべきである。地域住民や自宅の来訪者が映らないよう、ごみの定点だけ映すように必要最小限にすべきである。それが明確になるよう規定した条項を作っていくべきである。また、第2項で、「所有者または占有者の了解を得なければならない。」とあるが、定点は基本的に公道上ではないのか。

(実施機関) 当課が依頼したわけではないが、私有地を近隣住民がお願いして定点としている場所もある。

(委員) 第1項に「定点管理者からの申し出に基づき」とあるが、どういう意味か。

(実施機関) 基本的には、収集場所の定点の管理については、利用者に管理してもらっている。全員の意向ではなく、管理している者からの依頼や要望等があれば調査をして、必要であれば設置する。

(委員) 第5条第1項で「管理責任者を置き」と規定しているが、管理責任者の責務を規定した条項がない。第7条の苦情処理には記載されているが、本来、「こういうことを管理する。」という条項が必要であると思う。

(委員) 予算を取って新たに始めるというよりも、手持ちのもので実施するという趣旨であると思った。第4条の設置期間が、とりあえず1か月であり、1か月ご

とに更新していくか、場合によっては定点を変えていき、データを集めて、効果も見るという趣旨であると思う。最初は防犯カメラと同じ答申でいいかと思ったが、性質上、違う。今後、うまくいき、もっと増設しようということになれば、改定しないとイケないことになるが、今はこの運用方法で実施するという理解でよいか。

(実施機関) そう理解していただけるとありがたい。

(会長) 他に実施機関への質問がなければ、審議に移る。

(4) 審議

(会長) 答申の方向性及び概要の決定に移る。事前に事務局が作成した答申案がある。防犯カメラの答申を引用している。委員から指摘等があった要項案については、まだ案であるので、手直し等の意見があれば言ってほしい。

(委員) 要項では、先ほど述べた守秘義務等の他に、一番気になっているのは、最初に言った「等」である。答申については、防犯カメラと答申を分けた方がいいと思っている。

(委員) ごみの収集場所だけを映すというのは問題が少ないと思う。それ以外の路上を映すのではなく、不法投棄に限定した方がいいと思っている。その意味でも「等」ではなく、具体的にした方がいいと思う。先ほどの話であれば、「不法投棄及び金属類の不法な抜き取り行為の防止のため」のような明記をするべき。ルールを守っていないものまでが含まれるのは問題が生じるということがあり得る。ごみもそれなりにプライバシーがある。

(委員) ごみを誰が出しているか、近所の人カメラを見なかったら、そんなに問題が顕在化することが少ないと思うが、対象になるものも限定する意味で、明確にしていきたい。

(委員) そもそも金属類等の不法な抜き取りといっても、微妙なケースもあると思う。本来ごみは、民事的にいうと所有権を放棄しているのだから、むしろ無主物先占の対象になる。しかし、一方ではプライバシーの話もあり、むやみやたらに漁ったらいけないというのはルールとしてあると思う。ただ、これは実施機関が挙げたものを副次的に捉えているものに過ぎないので、むしろ目的は、不法投棄監視カメラの目的を限定しておいた方が理屈としてはよいかと思う。他の抜き取り等についても、実質的には効果が上がることになるというのは、それはそれでいいが、目的はあくまで不法投棄監視だという方がよい。

(委員) 至る所に「不法」と出てくるが、どういうことを想定しているのか。

(委員) 資源ごみになるような物を漁って、その後、散らかしていくというようなことを想定しているのではないか。カラスが漁ったのと同じように汚く、管理できず、掃除の負担も増えるので困るという苦情が多いのだろうと思う。

(委員) 抜き取りの行為をどのように今回の答申に反映させるのがよいか。

- (委員) 曖昧な部分が広がっていくので、あまり列举しない方がよいのではないか。
- (委員) 例えば、燃えないごみ、燃えるごみ、プラごみ等に分けているが、違う日に違う種別のものを捨てるという意味なのか。
- (委員) そうではなく、定点に捨てるような物ではない物を置いている。冷蔵庫などが該当する。
- (委員) 捨てるてよいのか判断が難しい家電製品の場合は、問い合わせをしてから捨てるようにしている。
- (委員) 捨てるてもいいと思っていた小さい物や家電でも、実際には捨てるてはいけない場合がある。
- (委員) それは不法投棄と言える。
- (委員) 不法投棄という言葉自体も広い表現である。
- (委員) どこまでが不法なのかという話である。
- (委員) それこそ、最初にあった苦情の件については、まさにルール違反のものまで含まれてしまう。そうすると、完全に監視になってしまうが、そこまでは含まないとのことであった。
- (委員) 事業系のごみは対象である。
- (委員) はっきり記載することができるなら、その方がよい。
- (委員) そういう点では、要項第2条第1項で、不法投棄の定義が書かれており、金属類の抜き取りも不法としている。今回の不法投棄に関しては、これを指しているという認識である。廃棄物処理法第16条というのは、「何人も、みだりに廃棄物を捨てるてはならない。」とある。廃棄物処理法第2条の廃棄物の定義は、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの。」とある。
- (委員) 何でも該当することになる。
- (委員) たばこのポイ捨てるても該当しそうである。
- (委員) そうなると、定義をもっと厳格にしないといけないということになる。
- (委員) 不法投棄の定義を法律上のものよりも狭く規定することも1つの方法である。
- (委員) 技術的に可能かという問題がある。
- (委員) 第4条の運用で、「設置期間は1か月とする。」というのは、どのように理解すればよいか。
- (委員) 予算の関係上、手持ちのカメラを試用し、1か月単位で場所を変えていきたいということ。
- (委員) 移動するという話があった。
- (委員) 場所の変更や再設置をして効果を検証したいということかと思う。
- (委員) どの場所に1か月間、設置するのかということが書かれておらず、1か月と言われてしまうと、先ほど質問の中にもあったように、試用期間の1か月とい

う規定になっているようである。

(委員) 延長もあるという規定である。

(委員) このカメラの運用自体が1か月であると読める。何を指しているのかが分かりにくい。一点の設置期間が1か月で、時には延長ということなのか。永続性がある規定がこの要項なのかこの条文では分かりにくい。

(委員) 「設置場所と設置期間は1か月とする。」などが追記されれば、はっきりする。

(委員) 但し書きで延長も可能であることが分かる。また同じ場所に戻って撮るということもある。重要ポイントだと認識できれば、ずっと設置すればよい。

(委員) ごみの定点が6,000箇所あり、不法投棄の問題となる場所があるのは、数パーセントだと思うが、仮に1パーセントにあたる60箇所だとしても、カメラは3個しかないので20分の1しか設置できない。予算の関係のこともあり、カメラを動かしていくということである。

(委員) 実施機関が期待しているのは、カメラを設置することによって、市民がルールを守るようになって、継続してルールを守ることを期待していると思う。

(委員) 少なくとも意識付けには使えると思っているのではないか。そういう使い方は防犯カメラの例外類型を適用するのは難しい。

(委員) 重点的な箇所が見定められるようになると、ずっとそこに設置したいということになるのか。

(委員) そうなると、「設置期間1か月」というのが、どういう意味を持つのかというのがよく分からない。

(委員) 当面はこの運用で実施するというのではないか。これで効果が上がれば予算要求もするだろうと思う。今後、20箇所、30箇所、場合によっては300箇所と増えてくる可能性はある。仮に、300箇所あれば、それが固定になるとは限らないし、重点箇所だけの20箇所はずっと固定し、他は1か月ごとに動かしていくというのは、政策的には十分あり得る話である。

(委員) そうなると、この要項というのは何を指しているのか。永続的なものなのか、それとも一時的なものなのか。どう定めればよいものなのか。

(委員) 今の時点では、1か月ごとに移動させていく運用であり、常設するということができれば、要項を変更してもらう必要がある。

(委員) 変更する場合は、審議会に意見を聴く機会を設けてもらうべきである。

(委員) それと、防犯カメラや防災防犯カメラと同様に、実際どういう運用をして、どういう形で効果があるのか毎年1回、画像も含めて審議会に報告をしてほしい。さらにカメラの台数を増やしたり、固定する場合には、当然資料で出てくるわけであり、その報告がなければ、審議のしようがない。変更がある時は連絡をしてもらう必要があることを実施機関は認識しておいてほしい。

- (委員) 撮影の範囲がどうなるかということは大事である。
- (委員) 個人情報保護の点では、まさにそれが重要である。
- (委員) そこは肝である。先ほどの不法投棄の定義に話を戻すが、例えば、「事業活動に伴って生じた廃棄物や廃家電等を不法に投棄する行為」と定義づけてしまうのはどうか。
- (委員) 一般家庭は別ということか。
- (委員) 一般家庭も含む。冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビなどの廃家電。
- (委員) そこも「等」が付いてしまう。しかし、例示があって、目的は狭いということが分かればよい。一般のルール違反まで含めて監視するような話ではないということが分かればよい。
- (委員) 燃え殻とかも含まれない。
- (委員) そうである。
- (委員) 無理に「等」を付けなくてもいいかもしれない。
- (委員) 廃棄物処理法第16条が広い意味であり、何でも該当する。
- (委員) 答申案の中の例外類型は、本当はそこに限定的なことを書き込むのが望ましいとは思いますが、どのように記載すればよいか悩ましい。
- (委員) 最初に不法投棄という言葉が出て来るところで括弧に入れるのはいかがか。
- (委員) 「事業活動に伴って生じた廃棄物及び廃家電等を不法に投棄する行為」ではどうか。
- (会長) 良し悪しはあるかと思うが、言葉の選び方が難しい。事業の概要や実施機関の口頭の説明でも、そういうものを中心にやりたいということであった。副次的な波及効果はあるが、主目的ではない。廃棄物処理法の規定のままであれば、広すぎて問題があるので、やや例示的限定にする。不法投棄監視カメラの後の「等」は付けない。今までのところで議論をまとめればそうなる。
- (委員) 答申案の右の段の4行目の不法投棄の後ろに括弧を付ける。
- (会長) 4行目に括弧を入れて、例示的限定による定義を括弧に入れる。全体の「等」は取るということで、とりあえず案としては今のところそうなる。また、要項案については、具体的にはここで細かく審議するものではないかもしれないが、委員からいくつか指摘があった、守秘義務や定義を答申と合わせて直してもらう必要がある。不法投棄の定義の部分をもう一度言ってほしい。
- (委員) 「事業活動に伴って生じた廃棄物及び廃家電等。」であるが、順番を逆にした方がいいかもしれない。「事業活動に伴って生じた」が、どこまでかかるか分かりにくいかもしれないので、「廃家電及び事業活動に伴って生じた廃棄物等を不法に投棄する行為」ではいかがか。
- (会長) 附言としては、実験的にするという事なので、きちんと記録を取って、どういう運用したかということは審議会へ報告することとする。

令和2年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会会議録

- (委員) 要項を変更する場合、審議会への報告は不要か。
- (会長) それは言わなくても当然ということだと思う。何も資料を出さずに拡張しようとしても実施出来ないことになる。
- (事務局) 防犯カメラ及び防災防犯カメラの答申では、答申の中でも「要項等を作成すること」というのを附言の1つとして記載していたが、今回はいかがか。
- (会長) 既に案を示しているので、今日の審議を踏まえて要項を作成することと、一言書けばよい。
- (事務局) ほぼ答申を確定させていただいた状態であるので、今後の事務処理については、本日の審議を受けて作成した答申を各委員にメール等で送信させていただいて最終確定させる方向でよろしいか。
- (会長) 問題ない。

6 その他連絡事項等について

次回の審議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインによる開催をすることについて確認を行った。

7 閉会

(会長署名)